

必読

暮らしの法律ナビ

No.26

年金担保貸付の
問題点

年金担保貸付は高齢者等が医療費や住居改修費用等、一時的に資金が必要になった場合に小口資金を低利で融資する公的融資制度です。将来この制度は廃止予定ですが当面の措置として存続し、悪質な貸金業者から融資を受けて生活困窮に陥るのを防ぐ役割を担うものとされています。原則、年金を受け取る権利は担保に供したり差し押さえる事が禁止されていますが、例外として独立行政法人福祉医療機構が唯一年金受給権を担保に小口の資金の貸付けを行っています。しかし本来の目的から外れて年金担保融資が利用されているケースがあります。実際に高齢者が貸金業者から貸付を受けた後に年金担保融資を利用

しその借入金を貸金業者の返済金に充てさせられているという事例があります。また悪質な訪問販売業者から年金担保貸付制度を教えられ、その借入金を訪問販売業者への支払いに充てさせられた事例もあります。年金担保貸付は年金から返済金を差し引くため返って生活に困窮する場合もあります。お悩みの方は一度専門家に相談ください。

過払い金の返還請求なら**債務整理 離婚 相続 他****三田中央事務所**司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**クレサラ **079-561-2050**
無料相談 **tajima_to-ki@nifty.com**

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>